OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	中国東北地域の土地改革 : その歴史的前提
Author(s)	西村, 成雄
Citation	大阪外国語大学学報. 1981, 51, p. 25-47
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80817
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

論　文

中国東北地域の土地改革

―その歴史的前提―

西　村　成　雄

The Historical Background of Land Reform in Northeast China

Shigéo NISHIMURA

関於東北解放区土地改革運動的歴史背景

〔中文摘要〕

本文従土地問題方面整理了東北解放区的人民群衆運動一些基本歴史資料，論述了東北土地改革運動的歴史背景和社会基礎的特殊性．本文分三部分：㈠在日本帝国主義侵佔中国東北地区以後，東北農村階級結構怎様起了変化，尤其是雇農階級的社会性質究竟是什麼呢？　根拠調査資料来較詳尽地分析了東北農村雇農階級的状態，論証了他們就是土改運動的基本群衆；㈡在日本帝国主義戦敗以後，中国共産党東北中央局怎様発動農民群衆，収回「満拓地・開拓地」和大漢奸地主的土地呢？　東北中央局首先根拠「減租減息」政策来発動農民群衆，可是在実践中発現東北農村裡佔人口百分之五十以上的雇農階級並未得到減租的利益．至此，他們才有可能提出了以経済的政治的清算闘争為中心配合以減租減息闘争的口号．這可以概括為「反奸清算分地運動」；㈢針対国民党挑衅「内戦」，解放区的土地改革運動進入了新的階段，就是46年11月以後展開的「煮夾生飯運動」．這段時期土改運動的特点就在於不但應啓発「民族仇恨」（反奸清算），而且要提高其「階級覚悟」，使反奸清算統一於土地闘争中去．

在這篇論文裡，我提出了初歩看法，期望得到指正．

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．東北農村社会の階級構成
　1．「満州国」時代の農村社会
　2．「北満」雇傭労働のとらえ方
Ⅲ．植民地的土地所有関係の清算
　1．第二次大戦後の東北農村社会
　2．反「敵偽」清算分地運動の展開
Ⅳ．むすび——本格的土地改革の起点——

*　　*　　*

Ⅰ．はじめに

第二次大戦後，中国東北地域における土地改革が展開されるにあたり，それにはどのような歴史的特徴が附与されていたのだろうか．この問題への接近には，すでに数多く分析されてきた「満州農業経済論」の一定の成果のうえに，さらに1945年８月以降の中国共産党を中心とした民主政府によって推進された農業農民問題へのとりくみ，とくに土地改革の展開過程を解明することによって可能になるといえよう．すなわち，日本による植民地支配対象地域としての中国東北部が，1931年以降14年間に農村社会構造の面でいかなる変容をとげていたのか，そして第二次大戦後においてその変容を基盤にした土地問題の変革がどのように実施されてきたのか，そこに含まれた変革の現実的可能性と残された問題点は何であったのか．このような視点から，第二次大戦後の東北地域の農村社会の変革過程をとらえることによって，その後の東北解放区における土地改革の歴史的特徴を把握することができると考える．

かって，筆者は「東北における土地改革の展開と互助合作化」を発表したが,[1] その後，中共中央東北局機関紙『東北日報』を見る機会を得，日本帝国主義の支配下にあった農村社会でどのように土地改革が組織されたのかという，土地改革の社会的基盤を解明するうえで貴重な諸文献を読むことができた．ここでは，そうした資料を基礎にして，東北土地改革の歴史的起点となった1945年９月以降46年末までの時期を中心に再検討をくわえ，前稿では不十分にしかふれられなかった植民地的社会構造からの脱却過程の特質を分析することとしたい.[2]

Ⅱ．東北農村社会の階級構成

1．「満州国」時代の農村社会

中国東北部は，一般的にいって自然条件的社会経済的地域区分として「南満・中満・北満」という三類型に区分されてきた.[3] この類型をほぼその前提にして，1934年から1935年度にかけて調査された農村実態調査報告（「満州国国務院実業部臨時産業調査局」調査——「産調資料」と略称される）によれば，それぞれ次のような土地所有関係を示していた．

第１表　土地所有規模別階層構成(%)

地域別＼階層別		大土地所有	中土地所有	小土地所有	零細土地所有	無　所　有
北　満（16県17屯 681戸）	基準	100晌以上	20晌以上	5晌以上	5晌未満	
	戸数	2.9	11.2	10.5	12.2	63.2
	面積	50.0	37.9	10.0	2.1	—
中　満（10県10屯 401戸）	基準	500畝以上	100畝以上	30畝以上	30畝未満	
	戸数	0.2	16.7	17.5	16.7	48.9
	面積	3.2	69.0	22.3	5.5	—
南　満※（10県10屯 569戸）	基準	70～500畝以上	20～100畝以上	10～50畝以上	10～50畝未満	
	戸数	4.2	14.8	15.5	33.0	32.5
	面積	40.4	35.9	13.7	10.0	—

※「南満」の基準は各県別になされているため，最低・最高の事例をかかげた．
(出所) { 産調資料：北満(45)—(8)「土地関係並に慣行篇」
　　産業部資料：中南満(40)—(2)「土地関係並に慣行篇」

第１表からよみとれる第一の特徴は，土地無所有農民層が，北満において63.2%，中満48.9%，南満においても32.5%を占めていることである．第二にはそれと対照的に，北満では2.9%の大土地所有者が50%の面積を所有し，南満でも4.2%が40.4%を所有しており，南満の場合さらに小零細土地所有者48.5%が土地面積の23.7%を所有するという零細性に特徴がある．土地所有規模からだけみても，農村社会構造の特質がいわゆる「北満型農村」＝大土地所有・大経営者層の圧倒的地位と農村人口の60%を占める厖大な無所有・雇農層との階級的構成としてあらわされている．「南満型」の場合には，中小零細農民層の社会的大量存在として把握される．

さらに，小作制度の面から整理すると次のような数値を得る(第２表)．この表からみて，地主・小作関係戸数の熟地所有面積は，北満で全屯の85.5%，南満で57.1%を占めており，地主・小作関係の強固な基盤をよみとることができる．また，ここでいう地主のうち，純地主（他は地主

第２表　小作関係農家数と面積

地域別		戸　数（戸）				面　積			
		全屯	地主	小作人	地主・小作人合計	全　屯	地主所有地	小作人所有地	地主・小作人合計
北　満 17　屯	実数	681	100	225	325	8,178.6晌	5,607.7	1,392.1	6,999.8
	%	100	14.7	33.0	47.7	100	68.5	17.0	85.5
中　満 10　屯	実数	401	78	168	246	1,725.3晌	943.5	408.4	1,342.9
	%	100	19.3	41.7	61.0	100	54.2	25.7	79.9
南　満 10　屯	実数	569	66	167	233	17,296畝	5,517.1	2,979.7	8,496.8
	%	100	11.8	29.5	41.3	100	39.7	17.4	57.1

(出所) 産調資料：『満州に於ける小作関係』(1938年)

兼自作農）は，北満で46戸(46.0%)，中満で44戸(56.5%)，南満で16戸（24.2%）という構成をもっていた．同じように，小作農家は，自作兼小作と純小作（無地少地農民）からなっており，純小作比率は，北満164戸(72.1%)，中満115戸(68.4%)，南満55戸(32.8%)であり，北上するにしたがい純小作農家が増加している．

次表は，小作料形態からみた分類である．全域で，物納定租・分租が圧倒的であるが，北満で

第3表　小作料形態別比率

地域別		(%)	銀納		代銀納		物納		搒青租(分益)	自租(無小作料地)	その他
			定租(定額)	分租(定率)	定租	分租	定租	分租			
北満	件数	364	2.2	0.8	1.9	0.3	39.3	43.7	8.8	3.0	—
	面積	5,815.8	0.2	0.1	2.3	0.0	37.7	50.4	8.0	1.3	—
中満	件数	325	1.2	1.2	—	—	86.2	11.4	—	—	—
	面積	1,943.9	0.8	2.1	—	—	84.7	12.4	—	—	—
南満	件数	366	36.9	—	—	—	45.9	15.6	—	—	1.6
	面積	6,844	26.5	—	—	—	39.1	32.1	—	—	1.3

※面積単位は，北・中満＝晌，南満＝畝
（出所）第2表と同じ．

は「分益小作」とされる「搒青租」が約9%を占めている点が重要である．「搒青小作」とは，まず経営として東家（地主）と青戸（搒青）が独立したうえで，青戸が地主から役畜・農具・種子・肥料などの給与・貸与のもとに耕作し，収穫物を折半・四六・三七などで分配するものである．小作四，地主六というのが一般的比率であった．

すでに明らかなように，とくに北満で顕著にみられる無所有農民＝雇農（年工・月工・日工）の大量存在は，社会的潜勢力という点からみて注目に値するものであった．第4表はその統計で

第4表　雇農状況表

地域別	雇農分類		雇農				半雇農極貧農	極貧農兼出稼	純出稼
			定雇	定不定雇	不定雇	計			
北満	戸数	681	103	32	99	234	157	—	—
	%	100	15.1	4.7	14.6	34.4	23.1	—	—
中満	戸数	401	21	17	34	72	115	—	—
	%	100	5.2	4.2	8.5	18.0	28.7	—	—
南満	戸数	569	42	12	22	76	125	36	13
	%	100	7.4	2.1	3.9	13.4	22.0	6.3	2.3
合計	戸数	1,651	166	61	155	382	397	36	13
	%	100	10.0	3.7	9.4	23.1	24.0	2.2	0.8

（出所）産調資料(45)—(1)『農家概況篇』

あり，北満ではいわゆる雇農・半雇農を合計すると681戸のうち391戸を占め(57.5%)，かれらはほぼ完全な労働力販売による生計維持をはかっていた．第1表でいう無所有農家比率63.2%の実態の一端を示しているといえよう．ここで，定雇とは年工・月工などを指し，不定雇とは日工を指している．年工はその賃銀支払形態などから，搒青雇農・地夥・糧夥・半青半夥(帯地年工)・銭夥などに区別される．また，年工の職能別熟練度別区分として「打頭的」「老板子（趕車的)」「跟做的(下地的)」「大半拉子」「半拉子」「大師夫」「更官児(打更的)」「看猪的」などがある．

「搒青雇農」とは，賃銀支払形態が，雇農の担当耕作面積（地域によって慣習的面積，たとえば北安省慶城県では6晌，濱江省青岡県では8晌，龍江省富裕県では10晌）何晌分の収穫物の折半とされるもので，搒青小作とのちがいは，土地がその独自な経営地＝小作地としてあるのではなく，単に特定された担当面積当りの収穫糧穀の二分の一が支給されるところにある．さらに，雇傭主によって食事支給があるかないかによって「搒外青」と「搒裡青」に区別される．「外青」は食事を自家で摂取し，通常，雇傭主の家には住みこまないで，農耕労働にのみ従事するが，「裡青」は住みこんで食事を給せられ(もちろん，収穫物分配後，食事経費が差引かれる)，農外労働にも従事する．この点では，「外青」はより「搒青小作」に接近しているといえる．

「地夥(抗地夥)」とは，土地が特定されずに何晌分の面積の収穫物というふうに面積のみが指示される．

「糧夥」は，北満では稀であるが形態上，収穫物何石(タン)として賃銀支払がなされるもので，豊凶による穀価変動の影響を直接に受けることになる．しかし，地夥と比べるとより雇傭主の経営から独立した位置にある．この糧夥から「銭夥」への移行は，商品経済の展開度に規定されている．

「半青半夥」は，地夥と銭夥の中間的形態であり，一定の割合にもとづいた何晌分の糧穀と貨幣の合計が賃銀となるものである.(4)

以上，「年工」を中心にその具体的存在形態に言及したが，「日工」については，その賃銀が，主として「工夫市」とよばれる労働市場での需給関係によって決定されること，その意味で，年工のごとく小作関係を基準として形成された「社会的平均賃銀」ではないことが重要である．しかし，一般的にいって，日工による年間収入は年工よりも低く，かつ生活程度も低いとされていることも忘れてはならない.(5)

搒青小作や搒青雇農について言及した理由は，このような無地少地農民層が，とくに北満での普遍的な社会存在であること，しかも次表にみるごとく，1934年から38年の間にも雇農比率が増加していること,(6) そしてそれが後述する土地改革運動の展開を規定していたことによる．ちなみに，産調資料によれば，富裕県七家戸屯，安達県正四家子屯，肇州県張家圍子では，そのほとんどが搒青雇農形態であり，青岡・慶城・望奎各県にも多くみられるとしている．北満においても地域的偏在がみてとれることは注意してよい．

第5表　雇農数変化表(1934, 1938)

年度別＼地域名		呼蘭県孟家屯	綏化県蔡家窩堡	安達県正四家子屯	青岡県董家店屯	拝泉県王殿元屯	富裕県李地房子屯	富裕県七家戸屯	合計
1934	農家数	51	45	24	30	33	13	19	215
	雇農	28	20	14	15	15	5	8	105
	%	54.9	44.4	58.3	50.0	45.5	33.3	42.1	48.8
1938	農家数	53	53	31	40	30	54	25	286
	雇農	32	31	18	24	14	33	18	107
	%	60.4	58.5	58.1	60.0	46.7	61.1	72.2	59.4

（出所）『北満に於ける雇農の研究』(石田精一), 1942年, p.6

2．「北満」雇傭労働のとらえ方

ところで,「満州経済建設」という視点から14年間を時期区分すると,

(1)「満州第一期経済建設」(31—36年)

(2)「軍事的現地調弁主義的」「満州第二期経済建設」(37—40年)

(3)「徹底的対日隷属」(40—45年)

の三時期に分けられる.[7] この第三期こそ, 日本帝国主義の戦時体制下にくみこまれた「満州社会経済」の最も困難な時代であり,「労働力の強制徴発」とともに, 農村経済＝農産物にたいする徹底的な「集荷政策」がとられた時期であった. すでに1939年11月1日には,「特産三品」の専管制度（大豆買取特産専管公社）が実施され,「生産計画」よりも「集荷統制政策」へと農業政策の重点が移行していた.[8] さらに, 農業生産現場をもこの方針が貫ぬくのは, 1943年11月16日興農部令第35号においてであった. その主旨は,「集荷政策」実現のための法的根拠を与えることにあり, 第一に, 小作料支払の金納化推進, 第二に, 統制農産物を小作料として取得した地主にその数量の届出義務づけ, 第三に, 行政公署（各省長および省長の委任した市県旗長）は統制農産物取得者, 地主および生産者にたいし出荷を命ずる権限を与えることであった. あきらかに, 直接的に広範な農民層に戦争遂行上の至上命令として行政的手段をとらねば, 農産物を「集荷」しえぬ段階におかれていたのである.

他方, こうした事態と並行して当然のことながら, 農産物の増産が命令されていたが, その増産の阻害条件の一つとして, 農業労働力不足＝高賃銀が問題化しつつあった. すなわち,「元来満州農業は雇傭労働に依存する農業であって, 農村内に貯えられた労働予備軍を以てしては尚不足し, 遠く北支那よりの出稼労働者＝所謂山東苦力に頼らねばならなかったのである. 然るに北支よりの満州農業への労働力の供給は諸種の事情により大きい制限が設けられ, 其の上満州国内農村の労働予備軍をさえ満州建設の工鉱土建方面へ動員しつつある」という現状のなかで,「雇傭労働力不足」と「労賃騰貴」が農業経営を脅かしていたのである.[9] しかも同時に, 農村内の労働予備軍＝雇農層にたいし,「土建又は工業に使用した場合に種々の摩擦を生み, 或いは北満の農業労

働者は土建又は工業に使用することができないという声さえ出て来る」状況があった.[10]

ここに，とりわけ北満での雇農の分析が要求される現実的基盤があった．1941年，雇農の性質を分析した石田精一の議論によれば,[11] 厖大な北満の雇農群は，条件によって，「満州工業化の原動力としての工業労働者」「近代的農業労働者」「零細小作農」の三方向にそれぞれ転化しうるものであるが,[12] その今日的現実的発展方向は基本的には「商品経済の発展という環境の下に，全体として資本主義的経営としての発展の道を辿」っており，したがって，そこに雇傭される雇農は「本質的に賃銀労働者であり，……全体としては賃労働者としての完成の方向に向って進んでいる」と評価し,[13] 北満の雇農は「近代的賃労働者の方向への発展」を示しつつあると結論する.[14] もちろん，雇農そのものにたいするかれの現状認識では，「北満の農業経営の未発達のために，……今なお古い雇傭関係の下に入り込み，多分に前資本主義的隷農に似た性質をもっており，謂わば前資本主義的隷農の殻を背負った農業賃労働者」と規定しており，それゆえにこそ「農業の高度化」が必要であると主張していたといえるのである.[15] かれは，「資本主義的農業労働者として成熟しえない」雇農の現実的諸条件を除去すること，つまり古い雇傭関係(「本質的に北支・南満の延長上にある」)の打破を主張したかぎりで，現実に存在する封建的諸関係の維持・拡大を図る政策を批判していたといえよう.

ところで，大上末廣の見解では，北満雇農は「隷農的零細耕作下の小作関係の未発達な形態」でしかなく，それにはいかなる意味でも「農業労働者」としての性格をもたぬものとみなされた.[15a] そしてそこからは，封建的諸関係の内部で形成・成熟しつつあった雇農層の「経営」能力の過小評価がみちびきだされ,「隷農」には土地要求すら存在しないことになる．大上末廣との対比でいえば，石田精一の場合は，「近代的賃労働者」という本質規定（現状規定ではより柔軟であるが）からみて，雇農層は土地経営への要求をもつのではなく，賃労働の待遇改善と，そこまで言ってよいとすれば大土地所有の「国有化」が展望されることになる．両者は問題の所在を両端からながめていたといえるだろう．佐藤大四郎の場合，かれはいわゆる「濱江コース」なる実践のなかで，貧雇農層の土地要求をとらえることに一定程度成功したが，植民地支配の機構のなかでその展開は実ることなく弾圧されてしまうのである.[15b]

こうして，大量の雇農群がその社会経済的条件と植民地的条件のもとから，どのような過程で脱却しうるかという問題解明への契機は，石田・大上・佐藤ら一個人の分析と実践能力を超えたところから提示されることとなった．45年８月の日本の敗北は，中国東北部，とくに北満地域の農村社会の変革に決定的な転換をもたらし，大量の雇農群はまず政治的に活性化するなかで，東北民主政権の指導を受容し，新しい生産関係の創出＝農民的土地所有の樹立という方向へ歩みはじめたのである.

Ⅲ．植民地的土地所有関係の清算

１．第二次大戦後の東北農村社会

1945年８月15日以降の東北地域をめぐる国際情勢および国内政治の動向については，別稿にゆ

ずり，ここではそうした条件のもとで東北農村がいかなる政治的経済的状態におかれていたかという点にしぼって検討をくわえたい．

いまのところ，『東北日報』紙は，1946年６月１日（第150期，創刊は1945年11月1日）からしか閲読しえないので，その制約はあるが下記の諸資料によって，第二次大戦直後から46年半ばぐらいまでの状況は一応把握しうるものと考える．まず『東北日報』所載の46年段階の主な調査資料を，調査時点によって列挙すると次の四点になる．

①1946年１月：楊英傑「北安県第四区調査㈠㈡㈢」（『東北日報』46年６月11日，12日，14日）

②1946年４月：楊英傑「群衆運動的基礎，拝泉県時中区調査」（『東北日報』46年７月31日，８月１日，２日，３日，５日，但し４日は欠号のため未見）

③1946年５月：蒋南翔「磐石県的分地工作」（『東北日報』46年６月15日，16日）

④1946年６月：富振聲「西竹板調査」（『東北日報』46年７月13日，但し14日は欠号のため未見）

このうち，楊英傑の二篇（①②）と富振聲（④）は「北満」地域であり，蒋南翔（③）は吉林省に属したものである．

第一に，黒龍江省北安県第四区の分析からみてみよう．楊英傑によれば，46年１月11日，８人の調査メンバーが全農家970戸を個別調査し，その後，県と農会の意見を徴したものであった．この地区は県城の西・北・東北に面し，28の「屯子」からなっており，土地は肥沃で大豆，穀子，包米などを生産している．45年８月から12月まで，「区政府」（1944年に「厚生区」として成立）はなお改造されぬままであったが，12月の「偽区長」にたいする闘争後，新区長を選出し「第四区」と改名，農会も成立するにいたった．そして，黒龍江省政府の「施政綱領」にもとづいて，もとの「開拓団」「国有地」1,200余晌を無地少地の農民に分け，「地照」も発行し，今日（46年１月）直面している問題は「春耕」であるという．44年段階と46年はじめの各階級の現状とを比較すると次表のとおりである．1944年，雇農は総戸数の21.6％を占めていたのが，46年には6.7％に低

第６表　北安県第４区階級構成比較（44年，46年）

	総戸数	雇農	貧農	中農	富農	地主	工人(労働者)	その他
1944	563	121	304	29	5	11	79	14
	100(％)	21.6	54.0	5.1	0.9	1.1	14.0	2.5
1946	670	44	516	41	4	7	48	10
	100(％)	6.7	77.0	6.1	0.6	1.0	7.2	1.5

下，その変動内訳は121戸のうち100戸が土地所有者となり，貧農となった．貧農についてみると，なおその多くは生活基盤での変化はほとんどなく，住居を所有しない状態・約半数が役畜・大車を所有しない状態にあった．しかし毎戸２晌の土地を得，かつ９戸の貧農が中農に上昇した．中農の場合，46年には各戸４晌余の土地を得，貧農と比べると２倍になっていた．これは，土地の人口分配原則によったため，貧農は毎戸平均4.5人にたいし，中農は９人であったからである．

富農はほぼその地位を保持しており，地主は44年の11戸から７戸に減り，３戸は貧農，１戸は中農となっていた．原因は，富農の場合も１戸が貧農になったことと共通しているが，45年に「偽県政府」が強制土地収容をおこなった結果であり，中農の44年所有面積136.5晌が45年末の分配前には41.6晌となっていたのも同一の理由によるものであった．以上の階級区分は，佃農を区分しないでなされた．

楊英傑は，残された課題として，45年末からの「国有地」「開拓団地」分配の結果はなお十分な土地問題の解決とはなっておらず，さらに「減租減息」「交租交息」政策が実施されねばならないと述べていた．また，役畜・車輌不足はかなり深刻で，全体670戸で408頭の役畜しかなく，そのうち貧農516戸は264頭しか所有せず，貧農のなかの286戸は無所有状態であった．これでは，北満農耕にとって最低必要畜力（通常３頭で一犂，深耕には６頭必要）を保障できず，農耕に着手することすら困難な事態をうみだしていた．この解決は民主政府・農会にとって緊急の課題であった．家屋の不足も深刻であった．670戸のうち388戸が無所有で，そのためには，「満州国」時代の木材伐採許可制度の廃止，「房租」（家賃）の低減化（現状では一舗炕につき，600－700元）をはからねばならない．租税負担の重さからみても，「満州国」時代の「出荷強制」などとは比較にならぬほど低減したとはいえ，なお負担の不公平さが残り，平均して雇農7.8元，貧農11.6元，中農18.4元，富農地主５元という状況であった．これは屯や区の政権が改造されていないことの反映であり，これにたいしては累進課税による公平で合理的方策がとられねばならないと主張していた．

第二に，拝泉県時中区をとりあげよう．第７表はその総括表であり，これをもとにして説明をくわえる．

時中区には三種類の地主がおり，不在地主は多く「満州国」時代の「悪覇」（大漢奸）で，現在は逃亡している．一般の地主は出租して生活しており，経営地主は「長工」を雇傭している．大地主は300晌以上をもち，小地主は20晌ぐらいであった．総計138戸（全体の５％）の地主は，平均46晌・５～７戸の家屋を所有し，経営地主の場合，４人の長工と６頭の役畜を保有している．富農126戸のうち，25戸は土地所有なしという「富佃農」であるが，役畜は平均5.6頭，土地30晌，長工3.4人，さらに除草・収穫時には大量の短工を雇傭する経営規模をもっていた．中農については（337戸のうち，171戸が「中佃農」），平均７晌の土地をもち，16.2晌を耕種している．役畜も，3.3頭をもち北満農耕の基準を確保しえている．政治的経済的に，地主富農層と矛盾をもつが，常に富農化への願望のゆえに動揺を免がれない．しかし，戸数にして12.2％，人口数で18.8％を占める中農層は重要な政治的役割と経済的能力をもつ階級であり，貧雇農にとっては農村での不可欠の同盟者としての地位にある．貧農は戸数で31.6％，人口で30％を占め，土地所有者は876戸のうち567戸で平均2.6晌しかもたず，309戸は無所有，多くは短工などによって生活資金を得る状態にあり，雇農とならんで農村社会の大量存在である．雇農は，戸数で43％(1,182戸)を占めるが，土地・家屋・役畜ともほとんど無所有といってよく，労働力数1,458.5のうち長工

第7表　拝泉県時中区調査(1946年4月)

		戸数(%)	人口		雇傭長工	土地				役畜	無所有戸		
			実数(%)	労働力		所有地(晌)(%)	租出	租入	耕種		土地	家屋	役畜
地主	計	138(5)	909(5.6)	134.5	93.5	6,362.77(42)	5,293.47		1,069.3	243.5		6	66
	毎戸平均		6.6	1	経営地主4	46.1				1.8 経営地主6			
富農	計	126(4.5)	1,584(9.8)	305.5	424	3,638.12(24)	423.6	1,250.31	4,464.9	708	25	25	
	毎戸平均		12.5	2.4	3.4	29		10	35.4	5.6			
中農	計	337(12.2)	3,036(18.8)	802	107.5	2,337.71(15.4)	409.7	352.41	5,448.42	1,049.5	171	185	12
	毎戸平均		9	2.4	0.3	7		10.4	16.2	3.3			
貧農	計	876(31.6)	4,768(29.5)	1,166.5	13	2,300.14(15.2)	339.9	1,835.39	3,795.63	526.5	309	431	491
	毎戸平均		5.4	1.3		2.6			4.4	0.6			
雇農	計	1,182(42.8)	5,403(33.5)	1,458.5→(487.5)		344.59(2.2)	224.15	248.5	368.94		1,079	1,064	1,171
	毎戸平均		4.6	1.2		0.3			0.3				
工人	計	23(0.8)	96	21.5		9.2 (0.07)	5.8		3.4		18	13	22
	毎戸平均		4.4	1									
商人	計	18(0.6)	72	18		9.5 (0.07)	6.5	1	4	4	14	15	16
	毎戸平均		4	1									
教職員	計	15(0.5)	68	8		9 (0.06)	9	2	2		13	14	15
	毎戸平均		4.5	0.5									
孤寡	計	57(2)	202	6.5		149.49(1)	147.49	2	4		30	36	57
	毎戸平均		3.5			2.8							
合計	計	2,772(100)	16,138(100)	3,931	638	15,160.59(100)	6,859.61	6,859.61	15,160.59	2,551.5	1,738	1,791	1,844
	毎戸平均		5.8	1.4		5.5			5.5	0.9	(62.7)	(64.6)	(66.5)

〔( )内は総戸数比〕

労働が487.5で約三分の一となり（時中区内の長工雇傭総数は638人だからその差150.5人は区外からの長工や大戸の私的扶養者である），三分の二は短工労働に従事している．政策としては，この層の生活をまず救済しなければならず，雇工待遇の改善，つまり封建的搾取の解消と賃銀引上げを実現することであり，これがこの時期における「増資」政策であった．しかし同時に並行して，「国有地・開拓団地・大漢奸特務所有地」の分配がなされねばならず，時中区ではすでにこの頃までに，不在地主（大漢奸など）の土地約1,000晌のうち200晌を分配していた．

第三に，合江省佳木斯近郊の西竹板をとりあげる．この地域の調査は，46年6月13，14，17日の三日間でおこなわれ，西竹板調査は「敵偽土地」の分配と「反奸清算闘争」のモデルとして位置づけられたものであった．次表はその概況である．この地域は，1918年頃より開発され，31年にはほぼ開拓されていた．地味は中等で1晌当り3石（ダン）の高粱がとれた（小麦だと1石5，6斗）．

第8表　佳木斯市西竹板屯調査(時点：46年6月)

	戸数	人口	土地(晌)	敵偽土地分配後				
				戸数	人口	分配土地(晌)	役畜	車輛
富農	6	59	26.50	6	59	10.1	13	6
中農	13	80	56.00	84	559	107.82	42	16
貧農	270	1,328	0.50	199	849	155.79	10	6
雇農	32	44		32	44	10.07		
手工作坊	1	4		1	4			
計	322	1,515	83.00	322	1,515	283.79	65	28

ところが，「満州国」時代，1939年から41年にかけて無線基地用地・関東軍用地として，西竹板屯の既耕地約390晌のうち，約80晌を残してすべて「買収」（毎晌65元であったという）されてしまった．しかも買収後の土地は，「有力な大戸」に小作させるという状態であった．大戦後，46年3月初になり，「公産管理局」が「出租」したとき，それを小作契約したのはやはり「大戸」であり（銭租毎晌600－800元，糧租8斗），199戸の貧農はとうてい小作しえなかった．その後，「地方工作団」が西竹板屯に入り調査をおこなったが，貧農層の土地分配要求と「大戸」との間の調整はつかず，結局，貧農層は17人の代表を佳木斯市政府に派遣し，土地分配要求をおこなった．市政府がこの請求を認めたことにより，かれらは農会を組織して「分地」に着手，雇農をも含めて人口割（大人1人1分，小人3人で2分の比率）で1人平均2畝4分2の土地分配をおこなった．その結果，貧農270戸は199戸に減少し，71戸は中農となった．「佃富農」の場合も，もちろん土地所有者となった．表からみた限りでは，雇農はなお役畜・車輛を所有しておらず，分配地の経営には困難があったことはあきらかである．

最後に，吉林省磐石県の場合をとりあげておこう．磐石県における土地分配の過程は，典型的に「植民地的土地所有関係の清算」という特徴を示していた．1946年4月14日，中共東北中央局

は「日偽の土地を処理することについての指示」を公布したが(後述)，遼北各県は民主政府の指導下にその指示にそって「開拓地・満拓地・日寇・大漢奸」の土地を無地少地の農民に分配する運動を展開した．磐石県の土地問題の概況は，第9表に示され，磐石県明城区北牛心頂子村の分

第9表　磐石県内「公地逆産」面積一覧

全県面積			459,756晌	備考
内訳	公地	開拓・満拓・鉱山などの「国有地」	154,308晌 (34%)	①全県11区，187行政村に区分 ②明城・呼蘭・興隆・黒石・得勝・吉長など6区の「公地」は全県の$\frac{5}{6}$以上を占めた．※
	逆産	大漢奸の土地 日本戦犯　〃 朝鮮戦犯　〃	4,000晌以上	
小計			(40%強)	

※ 明城区：全面積55,028晌，その内「公地」33,426晌(60.7%)

第10表　明城区北牛心頂子村「分地」状況

分地前			分地後		
区分	戸数	人口	区分	戸数	人口
地主	「満拓」		地主	0	
佃富農	8	73	富農	9	85
佃中農	23	41	中農	30	189
佃貧農	52	218	貧農	114	417
雇農	21	80	雇農	0	
赤貧(弧寡)	18	55	赤貧	0	
計	122	567	計	153	691

配後の階級構成は第10表のごとき変動を示していた．戸数と人口の変動からのみであるが，雇農は消滅し，佃農はいずれも土地所有者になり，人口数において中農・貧農で88%を占めていた．46年4月10日頃から「分地工作」がはじまり，約20日間で全県15万晌の「公地」が分配されたのである．

ところが，この「分地運動」には，蒋南翔によれば次のような問題点が内包されていた．すなわち，「公地」の分配という点からは，「減租」のように農民・地主間の矛盾はなく，「分地工作」の現実の担当者＝農民自治会と分地評議会における「富農と貧雇農」の指導権争奪という面が強く，富農指導下に「分地」された呼蘭区では当然のことながら富農が多くの良い土地を得，さらに分地基準を「労働力」においた隣県の東豊鎮安村の場合(政策上の誤りであるが)，貧農3晌にたいし富農13晌という状況すら生れていたという．磐石県では人口基準で平均1人当「好地5畝」(中地は7畝，下地は1晌に換算) を分配した．また，この分配過程は一般に順調で「深刻な闘争を

経なかったため，民衆の意識には『恩賜』という観念」がゆきわたっていた．この点はその後，政策的誤りであると自己批判される内容となったが，対富農政策については，「新民主主義経済は富農経済の存在と発展を許容しているし，現実にも人力・畜力・物力の面で農業生産力の担い手」であることを強調していたことが重要である．萌芽的ではあるが，土地改革の政治的担い手と，土地改革後の経済的担い手との間に，階級的同一化が実現されない現状への一定の認識が生みだされていたといえよう．では次に，「分地運動」の展開過程をあきらかにしておこう．

2．反「敵偽」清算分地運動の展開

（ｉ） 大戦後における中国共産党中央の土地政策は，1946年５月４日の「土地問題にかんする指示」（以下，五四指示と略称）によって，抗日期の「減租減息」政策から，「反奸清算・減租減息・退租退息」による「地主から土地を獲得する」（五四指示・第１項）運動へと転換した．国内政治情勢からみても，戦後直後の双十協定を経て，国民党側からの内戦がしかけられるという事態をむかえていた．共産党と国民党との確執は「東北問題」として重要な全国的かつ国際的な政治問題となりつつあった．そうした情勢下に五四指示が出される必然性があった．同時に，すでに解放区諸地域において広範な農民大衆のかなり自然発生的な「反奸清算闘争」が展開していたことも重要な前提であった．東北部においても，45年８月末以降の各地における「反満」抗日運動の伝統をうけついだ民主政府の樹立と中国共産党の政治的活動，とくに農民動員と土地獲得運動は，民衆の組織化に一定の成果を生みだしつつあった．

1946年４月14日，中共東北中央局は「日偽の土地を処理することについての指示」を出し，すでに各地で部分的に展開していた反奸清算運動を追認し，東北解放区全域に運動の展開をよびかけた．従来，くわしく紹介されなかった文献なので，ここにその全文を示しておこう.[16]

（一） 人民の財産権，土地所有権を保証する．敵偽の土地および日本人・大漢奸の土地を除いて，いかなるものも土地を占拠してはならない．

（二） あらゆる東北地域内の一切の日偽の土地――開拓地・満拓地および日本侵略者・大漢奸の土地は，ただちに没収し，無地あるいは少地の農民と貧民に分配すべきであり，そのことにより農村経済を繁栄させ農地の荒蕪化を免がれさせねばならない．

（三） 上述の分配された土地で，もし紛糾あるときは，当該地の民主政府が当該地人民および関係方面を召集して合理的に解決しなければならない．

（四） 没収されるべき土地をもつ漢奸の家族のうちで，敵を助け悪事をはたらかなかったもの，あるいは脅かされて漢奸となるも確実に悔い改め生まれかわったものは，人民の同意のもとに一定量の土地を酌量して分配するか留保し，かれらが耕作に従事して生活を維持するようにすべきである．

あきらかに中心的課題は第２項にあり，植民地的土地所有関係の廃絶をいっているのであって，地主的土地所有一般の没収を述べているわけではない．この指示後，一カ月もたたずに党内施行

された「五四指示」も同様の性格をもっていた．しかしながら，東北地域の大土地所有者層は，日本政府・「満州国政府」の庇護と支持下に農村支配を実現していたのであり，この意味で運動は必然的に封建的土地所有一般の廃絶にまで容易に接続する性格をもつことになる．ここに東北地域の他地域と比較して突出した特徴があることはいうまでもない．ここでは，そうした社会的特質を含めて，五四指示の東北における適用である「7月7日指示」までの時期の「敵偽清算運動」が，どのような具体的内容をもっていたかについて分析をくわえておきたい.[17] なお，同時にこの46年5月から8月にかけての時期は，東北の政治史上画期的段階であったことも忘れてはならない．それは，8月7日から15日までの9日間，ハルビンにおいて「東北各省市代表聯席会議」が開催されて，「東北行政委員会」(主席：林楓) が組織され，8月11日には『東北各省市民主政府共同施政綱領』が採択されたことである.[18] その第3項目は，「和平建国綱領にもとづき，徹底的に減租減息を実行し，敵偽大漢奸の土地を分配して，無地少地の農民に与え，『耕者有其田』の目的を達成する．同時に地主の生活を保障する」と述べ，五四指示の主旨をふまえて「耕者有其田」の実現をかかげた．東北での土地改革運動は，この「共同施政綱領」が基盤となったのである．

しかし，この第3項目＝土地改革の決定過程では，綱領に「大地主の土地」分配規定をなすべきかどうかについて議論があった．農民代表喬氏は，「『耕者有其田』は孫中山先生の主張であるが，われわれが今日分配するのは漢奸，土匪，悪霸(悪質ボス)，反動派の土地である」と述べ，他の代表も「今日の東北における大地主は大多数，漢奸土匪と不可分にあるが，抗日と民主運動に参加した地主には配慮すべきである」と主張し,[19] 方向としてはやはり，「反敵偽闘争」の枠内での土地分配の徹底という原則が確認された.[20]

(ⅱ) さて,『東北日報』紙上で，土地政策を中心とした民衆運動の典型として報道されている松江省賓県での事例についてみてみよう．1946年8月21日付報道によれば，賓県の2カ月にわたる「土地改革運動」において，1万5,808戸の6万8,917人（ただし2つの区，14カ村の統計を含まず）が3万6,038.4晌（すべて熟地）の土地を得，46年春の「開拓地」分配をうけた2万余人と合計して約9万人（全県の無地農民＝雇農の56%にあたる）が土地所有者となった．また，開拓地約1万余晌とあわせた約4万6千余晌の獲得土地は，可耕地面積からいって，全県の42%を占めていた．いま，地主・小作関係を前提とし，毎晌平均産量を5石とすれば，23万石の約半分＝11万5千石が地主に納入されるはずであるが，それが農民の手に入るという巨大な変化がみられたのである.[21]

ここでいう「土地改革運動」の対象は，「漢奸逆産」を指し，当時，農村でのスローガンは「逆産を清算しよう」であった.[22] 賓県各区での具体的展開過程は詳述する紙幅はないが，たとえば，6月末までに賓東の常安・寧遠・湯汁河区などでは，国民党特務と結托したといわれる漢奸地主12家族の「逆産」1,500晌は闘争のなかで470戸の貧民に分配され，「浮産」(食糧・用具・役畜など) 分配闘争に参加した人数は3千人に達したという.[23]

賓県における運動の急速な展開は，馬斌という指導者を得たところからはじまった.[24] かれは，

45年11月に松江軍区政治部の民衆運動部長として賓県各地で調査組織活動にたずさわり，そこから賓県の雇農が人口の50～60％を占めていることを発見した．そして，従来の「減租」スローガンによる農民動員の欠点，すなわち村に入った場合，減租の当事者は多く「佃中農」か「佃富農」であり，かれらに依拠することに精を出し，人口の大多数を占める貧雇農を動員できなかったことを克服し，[25]「最も貧困な農民労働者」＝雇農から組織してゆくことを実践した．それは，貧雇農層に敵偽漢奸の土地を分配する闘争にほかならず，その起点は「反奸清算運動」にあって，一般的「減租」「増資」「開拓地分配」スローガンとその運動にあるのではないということであった．中共賓県委員会は，4月14日指示・五四指示以来の運動の展開のなかで，こうした誤りを認識し次のような定式化をおこなった.[26] 大衆レベルの闘争と民主政府レベルの清算を結合させること，政治的没収（政治的罪名にもとづく漢奸財産の没収，県の批准が必要）と経済的清算（政治的には特に大罪を犯していないが，経済的に収奪したものへの証拠文件にもとづいた賠償を含めた清算）を区別すること，農村での広範な民族統一戦線的闘争＝基本大衆に依拠して組織すること，反奸清算運動（政治闘争）を大衆的基盤にもとづいた「減租」「増資」「開拓地分配」（経済闘争）に結合させること，として具体化したのである．

さらに，賓県における運動の発展の基礎には，この地域の社会構造と階級関係のダイナミズムに関する分析があった．農村における社会構造と階級関係の特質は，まず「満州国」時代の地主階級と「敵偽」の関係からみて，地主は「満州国官吏」「警察」「特務」と関係あるかあるいは結托しており，逆に漢奸・特務・警察は「地主封建勢力」そのものであり，とくに基層レベル(村)の牌長・警察・特務・協和会長・配給店は地主が拠るところであった．第二に，農業労働者（とくに「工夫市」に集る短工が重要）を組織する過程であきらかになった点であるが，かれらの切実な要求は単純な「減租」「増資」(賃上げ）ではなく，「救済」「清算」「土地」にあること．農業労働者を多く雇傭している経営地主・佃富農層は基層レベルでの眼にみえる経済清算の対象であった．第三に，賓県の旧権力機構（とくに警察）の人員が封建勢力と結びついて反動的武装勢力となっているため，反奸清算闘争において民衆の側も武装しなければならないことが明確となった．第四に，賓県の場合「開拓地分配・救済・減租・反悪覇・反貪汚」といった闘争（主として減租であったが）は，いずれも十分には農民を動員できないでいたが，反奸清算闘争に集約する過程で，46年5月以来1カ月の間に，192回の闘争が組織され，そのうち「反奸清算」が76％を占めていた．参加人員も反奸清算闘争会に多く，朱憲章にたいする「公審(公開審査)」には万を数えた．こうした運動展開の一般的法則は，「先闘漢奸，後闘封建」「先闘経済，後闘政治」「先闘総賬，後闘零賬」としてまとめられた.[27]

この時期のモデルとしての賓県闘争を軸として，中共東北局は，6月，新旧干部1万2千人の農村への派遣と各県での工作団の組織化を展開した結果，東北解放区各地域は「反奸清算」による運動の再編成がなされ，これは「政権改造」運動とも結合され，東北行政委員会第2次会議(8月31日）では，今後6カ月間の施政方針の重要な柱として位置づけられた．すなわち，「基層区郷

政権」を「真に人民的民主的政権」に改造するには，「敵偽の土地分配という基盤」を強固にしなければならないとしたのである.[28]

（ⅲ） 46年夏までのこうした民衆運動の発展を総括し，その後の展望を提起したのが9月17日付『東北日報』社論「民衆運動の初歩的総括」であった．運動の現状について次のように述べていた．全体的にみれば，現在の農村の民衆運動は「初歩的動員段階」であり，農村での突破口を切りひらき経験を蓄積するところに特徴がある．しかし，すでに賓県では6万晌の「満拓地・開拓地・敵偽漢奸地主の土地」を，10万余の無地少地農民に分け，肇東でも10万晌を10万余の農民に，綏化でも6万晌を10万の農民に分配しおわり，「耕者有其田」を実現している．もちろん，情勢は不均衡であり，ある地域の工作団は，そのメンバーも旧政権の職員が多く，農村に入っても「油房・焼鍋・地主」といったところに居住し，「恩賜的」に上から「満拓・開拓」地や清算物を分け与えるという状況にある．ひどい場合は，清算土地・物資の「とりこみ」すらあらわれた．また農民に分配がなされた地域でも，とくに「中農との団結」が不十分で，結果的には「漢奸悪覇封建勢力に反対する農村での統一戦線への配慮が不足している」事態があった．

このように総括したうえで，今後の方向を論じた部分では，まず「大胆に民衆を動員して，耕者有其田を実現する」ことを基本方針とし，経済的には「敵偽漢奸悪覇豪紳地主」の土地家屋役畜を分配すること＝反奸清算を通じた耕者有其田の実現，政治的には「窮人翻身」によって農村の主人公となること，軍事的には武装自衛して土匪・特務を粛清し，前線支援にたちあがることが強調された．しかもこのような運動の核として農会（あるいは農民聯合会，農工聯合会などと称する）を位置づけ，農会を「農村における現実的権力機関」に転化することを提起した．農会の基本任務として，①反奸清算・耕者有其田の実現，②政権の維持管理運営，③武装・奸匪の粛清・自衛，④生産指導，⑤文化教育衛生，⑥東北民主聯軍の擁護と軍人家族の優待などがかかげられ，とくに「農民自衛武装」の強化と，農業生産の組織化（互助変工）や畜力不足打開および党建設が重視された．

この総括が出された頃，全国情勢はすでに内戦がはじまり，蔣介石は9月23日，南昌での演説で「勦匪」を公然と主張した．東北でもその軍事的緊張がたかまるなかで，農村での武装強化が訴えられ，「すでに獲得した土地・家屋・財産を守るために戦え」というスローガンが，耕者有其田の実現とともに重要な役割を担うこととなった.[29] 東北の軍事情勢はこの時期，46年秋から47年はじめにかけて最も緊張した状態にあったのである．こうしたなかで，土地問題をめぐる各地の運動は高揚し,[30] 10月末までに，無地少地の農民は約2,200万畝の土地を獲得した．次表はその内訳を示す．

第11表　土地分配面積(46年10月末)

省　別	分配面積
松江省	480(万畝)
黒龍江	600
合江	200
遼吉	400
牡丹江	30
吉林	120
遼寧	74
安東	300
合計	2,204

(出所)『解放日報』(延安), 46年11月25日

(iv)　この段階における土地分配運動にあらわれた, 揚青雇農の土地要求とその解決にかかわる問題にふれておこう. 北満では「減租」が現実的意義をもたず, 減租しても揚青農民が利益を得ないことがはっきりしてから, 東北中央局は「分青」政策を提示し, 揚青農民が多くの労働成果を得られるよう「分青」比率を五五か四六とするよう指導していた.[31] この「分青」と土地分配の方法との相互関係について,「西満分局第一工作団」は各農民層にとって有利な政策を立案し実施した.[32] 工作団は肇州第6区啓明村などで土地改革を指導し, 46年春以来の土地所有関係を前提にどのように土地分配をおこない, かつ秋の収獲物を分配するのかという経験を総括したのである. 反奸清算闘争を経て, 土地分配を実施する2日前から「揚青戸(雇農)」「租地戸(佃中農)」を召集して「分地分青苗」を検討し, 農民に有利なこと・揚青の賃銀の6割は食糧払とすること・分地後の租地戸には「原租地の青苗十分の一」を支払うことなどをとりきめた. 以下揚青戸の事例を示しておく.

(1)経営地主の揚青戸：「分地」がもとの「揚青地」より多い時, 多い分だけの青苗の6割を賃銀として支払う. 少いときはその分を受けとる.

(例) 杜占海：1人, 地主から8晌を「揚青」. 分地1 向5分, 残りの6晌9畝5分は賃銀として収獲の6割を得る.

李廣金：7人, 地主から8晌を「揚青」. 分地8晌3畝5分, その内8晌は揚青でそのまま収入となり, 残り3畝5分の青苗はその6割を賃銀として支払う. もしその土地が租地戸の租地なら, 当該租地戸に「馬料・種子料」経費としてその1割を支払う.

(2)租地戸の揚青戸：今年の取分は, 分地の青苗から租地戸への支払1割を差引いたものとなる.

(例) 李紀業：6人, A租地戸から8晌を「揚青」. 分地6晌3分, その1割分, 6畝3分の青

苗をA租地戸に支払い，残り5晌6畝7分は自己のものとなる．撈青地8晌と分地6晌3分の差1晌7畝はその土地所有者から，6割が賃銀として支払われる．

このような具体的政策をもって「分地分青」がなされるなかで，農民層の「耕者有其田」への認識が一歩づつ深められていったのである．

Ⅳ．むすび——本格的土地改革運動の起点——

東北土地改革の時期区分からいえば，46年5月以降は，45年冬から46年春にかけての個別的反奸運動を継承しつつ，意識的統一的「反奸清算闘争」への展開過程であり，その成果は46年末にほぼ総括されることとなった．しかし，同時にそれに内在する諸矛盾，とくに土地が真に農民の手に分配されたかという点で大きな問題が残されていた．

時あたかも，東北軍事情勢は緊張の度をくわえ，46年10月には蔣介石軍は遼東・安東地区に侵攻した．これに反撃をくわえた東北民主聯軍（東北野戦部隊）は遼寧寛甸西北の新開嶺地区に防衛線をしいた．12月17日から47年4月3日にかけての「四保臨江戦役」では，蔣軍の4回にわたる攻撃を防ぎ，主要都市を奪回して遼南地域の情勢全体を転換させた．これと呼応した47年1月7日から3月10日にかけての「三下江南戦役」では，松花江南部の蔣軍と対戦し成果をあげた．こうして東北民主聯軍は国民党蔣軍の「北守南攻作戦」を破ったのである.(33)

軍事情勢の有利な展開を支えたのはもちろん民主聯軍そのものの力であるが，反奸清算土地分配闘争とそれを基盤にした「参軍運動」という農村での広範な動員がなければとうてい軍事活動を保障しえなかったであろう．そこに，46年秋から冬にかけての土地改革運動そのものが再点検され，さらに深化させられねばならない根拠があった．46年11月から開始された土地改革の「夾生飯（生煮え飯）たきあげ運動」がそれである．ここでは，その運動の前夜まで（47年初め）をフォローして，本格的な土地改革運動の起点を確認するにとどめたい．そこで，三つの省レベルの総括を利用して，その運動の経過と当面していた問題の一端をあきらかにしてみよう．

「黒龍江省」(34)

1945年12月に「反動胡匪」が拝泉県城を攻撃して以来，「農村と農民運動がなければ何もできない」という認識がゆきわたり，「全省人民代表大会」後，「農村に入ろう」というスローガンが出され農村工作が重視されはじめたが，「反奸清算・開拓地分配」運動も個別的・孤立的であり，さらに「清官が断を下す」という状態で大衆路線にはほど遠かった．しかしながらこの時期をつうじて東北農村の実態調査がなされ，具体的政策の立案が可能となりはじめた．46年4月中旬の民主聯軍による長春進駐は指導者の一部に都市重視傾向を生んだが，5月下旬の自主撤退後は，五四指示や根拠地建設の思想を学習するなかで幹部の農村派遣の準備がなされた．これを転換点として「清官断」に反対し，一点突破による経験蓄積と穏歩前進方針が提起された．そして，6月11日より全省幹部は，10月中旬にいたるまで農村土地改革運動にとりくみ，すでに全省的規模の

民衆翻身運動として発展をとげ，10月時点での黒龍江省14県の不完全統計でも，「悪霸地主」から50万晌（500万畝）を獲得，すでに分配ずみの「開拓地」10万晌を加えて計60万晌が分配され，無地少地の農民は1人当平均7畝を得るにいたったのである．

「松江省」[35]

46年12月11日から17日にかけて開催された松江省委員会拡大会議は，約一年にわたる土地改革

第12表　松江省総括（46年12月）

	項　　目	数　　値	備　　考
土地改革	全省面積	190余万晌	
	土改面積	67,7270晌	全省面積の3分の1強
	取得農民	193,839戸	
	同上人口	868,180人	全省人口210万人の3分の1強
	分配家屋	6万	
	分配牛馬	1万	
	分配食糧	12,446石	（延寿・方正・拉林のみ）
	現金・その他	2億元，衣類農具	
幹部養成	旧幹部	285人	
	新幹部	7,235人	
	内 生産離脱	2,026人	
	内 生産従事	5,209人	郷村幹部
武　　装	全省で農民参軍（11月のみで1万2千人）．地方兵団・民兵・自衛隊組織		
土匪鎮圧	46.10月初～11月20日の間に，4,275人の「蒋地下軍」「政治匪」を粛清		

（出所）『東北日報』1947年1月12日

運動をしめくくった（第12表）．こうして，45年12月東北局「北満分局」による「松江根拠地建設」提起以来，約一年間に全省的に初歩的ながら土地改革を完成させることができた．しかしその過程で，すでにふれたごとく，省委は「反奸清算」ではなく「減租減息」を指示する誤りを犯したが賓県の経験以来，この誤りを是正しえた．また，「満拓地・開拓地の分配に関する指示」（数十条の弁法を規定）では，階級闘争に注意をはらわず「平和的土地分配」になってしまい，その指示は「悪い役割」を果す結果となった．さらに政策上の左右の誤りも生れた．初期には対地主政策が寛大にすぎ，かつ民衆の自発的闘争を組織しない右の誤りが生れ，運動が展開しはじめると，たとえば五常県亮銀郷で，対地主闘争後に中農すら「土地供出」をおこなうとか，ある屯では「全屯の土地を全体で再均分（打爛均分）」する左の偏向が生じた．中農の利益を犯したのである．傅家屯工作隊では，少数の農民をひきつれて「外村」におもむき，「長征闘争」をおこない，区村の農会間の矛盾をひきおこしていた．こうした誤りの原因の一つには，幹部不足とともに「積極分子」の中に地主の配下がもぐりこんでいたことが指摘された．

他方，46年6月以来の運動のなかで勝ちえた成果にも，「假分地」（帳簿上・垣根だけの分地）「明分暗不分」（表面だけ分地し，青苗を分けない）「農会の指導権が地主勢力に奪われる」「幹部が買収され腐敗する」「民衆が分断される」といった現象＝「半生不熟」（生煮え飯状態）がかなり広範にあることが発見された．これに対して，「查地・挖壞根」（土地点検・悪の根源をほりくずす）運動が提起され，モデル県としての賓県でも「假分地」が発見され，それは「幹部と封建勢力の結合」による産物であると批判された．もちろん，「查地」は再度土地分配することではなく，地権を安定させるための「抽多補少」「抽肥補瘦」原則を守らねばならず，「挖壞根」も農村地主勢力を最大限孤立させ中農と団結するところに眼目があった．松江省の「半生不熟」は下表のとおりで，「両頭小，中間大」といった傾向を示していた．たしかに，この一年間で封建勢力に深刻

第13表　松江省「半生不熟」比率（1946年12月）

地域／分類	一分区	二分区		三分区	直属
		呼蘭県	木蘭県		方正県
比較的良好	10区	21%	8 %	386屯	34屯
「夾生飯」	30区	60%	89 %	518屯	77屯
混乱状態		10%	2.1%	58屯	
空白状態	11区			102屯	14屯

※「三分区」制については，『東北日報』1946年9月21日，馮仲雲報告参照．

な打撃を与え，経済的にもその基盤を弱化させたがなお完全には倒されておらず，さまざまな手口で農民の翻身を阻害していた．

12月会議は，封建勢力側からの攻撃の特徴をくわしく分析したが，そのなかでも幹部にたいする買収と地主配下の利用による攻撃が重大であるとした．そしてさらに変革主体の側（とくに幹部）にも弱点があることを指摘し，たとえば，闘争の成果を横どりすること（民衆はこれを「幹部翻身」と称する）・汚職・公金流用・私物化・地主からの収賄・強迫命令・にせの帳簿をつくる・地主と結托するなどを批判の対象とした．ここに，幹部養成の重大な課題があり，松江省では，今後3カ月間に，新幹部1万3千人の訓練計画をたてたのである．かくして，47年春耕時までの3カ月間に，こうした「夾生飯」消滅運動が提起されることになった．

「合江省」[36]

合江省の屯全体からみると，約20%の屯がかろうじて「熟飯」（たきあがった飯）状態であり，40%は「夾生飯」，残りの40%は空白屯である．現在の状態は「初期的根拠地」段階であり，この段階には「悪霸地主と封建ファシスト集団」（地主・漢奸・特務・警察・土匪・封建迷信団体）による「奪権・報復」などの複雑な情勢が伏在している．農村の主要な敵はこの「悪霸地主」であり（日本侵略者の打倒後に残存している「封建ファシスト集団」の中心人物），この経済的基礎である土地・役畜・農具を徹底的に清算して中農の地位にまでもってゆくこと，政治的罪は厳罰

に処す必要がある．まさに民衆の「貧困の根源」をとりのぞくには，悪霸地主という「悪の根源」をとりのぞかねばならない．

農民の翻身の程度とは，真に土地が農民の手に入っているかどうか，土地獲得後はそれを耕作してかつその土地を守る決意があるかどうかにかかっている．これをめぐって，一方では地主勢力による「假分地・明分暗不分・かくし田」が横行し，他方では政策上の左偏向がそれを助長する状態をつくりだしていた．46年11月上旬に開かれた合江省幹部会議は，この左偏向を批判是正することに言及して次のように述べた．すなわち，政策執行における左翼偏向の是正は，農村における悪霸地主をさらに弧立させるためにこそ必要なのであり，中農への利益侵害は全体としての打撃面が広すぎ，結果として悪霸地主への打撃が軽くなっていたのである．たとえば，悦来の陳家圍子の地主陳老八は親戚や配下に「假(エセ)農会」を組織させ，それが陳の34晌の土地と17匹の馬を管理するという，事実上，地主の手中に土地・役畜を温存していた．「かくし田」については，悦来県城の4人の地主は，清算時の報告面積以外に，多数の土地を所有しており，ある地主の場合は報告地200晌であるのにたいし，点検の結果なお150晌を所有していたことがあきらかとなった．

かくて，46年末から開始される運動では，「貧農・雇農に依拠して，中農と固く団結し，富農を味方につけ，小地主をも味方につけるか中立化させ，力を集中して悪霸地主を打倒する」方針として定式化されたのである．

このようにして，新しい土地改革の段階，再点検運動が組織されることになり，それは同時に，中共中央の「春耕前に土地改革の完成をかちとろう」という指示を背景にして，農民の「翻了半個身」(半分翻身)状態の克服が主要な課題となった.[37] 47年1月19日付延安放送は，「1946年解放区の土地改革運動」を歴史上空前の社会変革と総括して，46年10月現在，すでに6千万人の農民が土地を獲得したと伝えた.[38]

1945年9月から約一年間にこのような変革をなしとげた東北地域の農民の潜在的エネルギーの大きさは，今後，農業生産にどのように組織されてゆくのだろうか．これが，47年「春耕生産」の課題であり，同時にこれと「半生不熟」克服運動がどのように結合されようとしたのか，そしてそこに内包する諸矛盾は何であったのかが次に問われることになる．

(1980年9月15日)

〔註〕

(1) 芝池靖夫編著『中国社会主義史研究』，ミネルヴァ書房，1978年，第8章．

(2) 『東北日報』の閲読にあたり，日本国際問題研究所毛里和子氏から援助をいただいた．記して感謝申しあげる．
第二次大戦後の中国土地改革に関する最近の研究のなかで，内田知行「反漢奸運動と減租減息運動」(『歴史学研究』1979年10月)は，反漢奸運動を日本敗北後の中国社会の変革の起点にすえ，そのうえで「減租減息清算」を経て土地改革を展望する論点を強調している．本稿との関連で，この点は重要と考える．東北部の事例研究として，姫田光義「人民解放戦争期の土地改革・農民運動」(『講座中国近現代史』第7巻)，天野元之助『中国の土地改革』(アジア経済研究所，1962年)を参照されたい．

なお，中共中央レベルと各解放区レベルにおける「土地法大綱」(47年10月) を中心とした土地政策の諸問題については，田中恭子 "Mao and Liu in the 1947 Land Reform : Allies or Disputants ?" The China Quarterly, No. 75, ・「内戦と中共土地政策の転換」『アジア研究』24—4(1978年1月)，25—1(1978年4月)，「中国土地法大綱と地方土地会議」『アジア経済』20—5(1979年5月)，「戦後中共土地改革の急進化」『社会経済史学』46—2，を参照のこと．さらに，John Wong, Land Reform in the People's Republic of China (N. Y. : Praeger, 1973) Chap. 2, Suzanne Pepper, Civil War in China (Berkeley : Univ. of California Press, 1978) chap. 7 も参考となる．

(3) 拙稿「日本帝国主義下の中国東北地域社会論にかんする覚書」『歴史評論』1973年11月 (No. 282) 参照．

(4) 以上の説明は，その多くを満鉄調査部編 (石田精一執筆)『北満に於ける雇農の研究』博文館，1942年，第3章「雇農の種類」，第5章「労働賃銀」に負っている．

(5) 同上書，p. 116.

(6) 代元正成「北満農村の動向に関する一資料——克山県程家油房屯実態調査報告」『満鉄調査月報』21—5(1941年5月)，pp. 81—87の事例も雇農の増加を示している．

(7) 原朗「1930年代の満州経済統制政策」『日本帝国主義下の満州』，御茶の水書房，1972年所収．

(8) 田中武夫『橘樸と佐藤大四郎』，龍渓書舎，1975年，pp. 150—151.

(9) 『開拓村に於ける雇傭労働事情調査』，満州国立開拓研究所，1941年12月，p. 3，執筆時点1941年9月．

(10) 前掲書『北満に於ける雇農の研究』，p. 171.

(11) 同上書，石田精一の分析の原型は「北満に於ける雇農の性質」『満鉄調査月報』21—3(1941年3月) にみえる．

(12) 同上書，p. 7.

(13) 同上書，p. 221.

(14) 同上書，p. 223.

(15) 同上書，p. 216 および p. 171.

(15a)鍛治邦雄「大上末廣の満洲経済論」『関西大学商学論集』22—5(1977年12月)．

(15b)前掲書，註(8)，第12章．なお，佐藤大四郎『綏化縣農村協同組合方針大綱』，および『満洲に於ける農村協同組合運動の建設—農事合作社の発展のために』満洲評論社，1943年11月，参照．

(16) 「中共東北中央局指示没収敵偽土地分給農民」『解放日報』(延安) 1946年4月17日．力耕編『解放区的土地政策與実施』，中国出版社，1947年2月，p. 64にも所収．

(17) 「7月7日指示」については，天野元之助『中国の土地改革』，p. 36参照．最近の資料「参加全国土地会議前後——訪省委文教辦衛之同志」(『遼寧大学学報』1980年第3期) によれば，東北解放区には46年5月中旬に五四指示が到着し，東北局は，5月21日，『東北日報』社論「解決土地問題是深入群衆運動的中心環節」を出し，7月11日にも社論「到農村中去，到群衆中去」が出されて，大規模な土地改革運動が組織されはじめた．ちなみに，周立波『暴風驟雨』は，この時期を含む東北土地改革 (松江省) のルポルタージュ的小説である。劉錫誠「談『暴風驟雨』及其評価問題」『社会科学戦線』1979年第4期 (1979年11月)，pp. 313—317参照．また，『人民日報』1979年11月19日，4面「周立波同志在追悼会在京挙行」，および同上紙，11月21日，6面，王首道「畢生扎根人民中」参照．　発表当時における文学上の議論は次にみえる。『東北日報』1948年2月23日，4面「答霜野同志—立波」; 6月22日，4面「『暴風驟雨』座談会記録摘要」。

(18) 『東北日報』，1946年8月18日．『東北問題』(新華日報館図書課印行) 1946年12月，pp. 158—160にも所収．

(19) 『東北日報』，1946年8月13日，1面「東北省聯会歴時3日逐条慎重討論修正通過施政綱領」．

(20) 『東北日報』，1946年8月31日，1面2面「林楓同志関於『東北各省市民主政府共同施政綱領』説明」．

(21) 『東北日報』，1946年8月21日，2面「賓県土改運動中九万赤貧農獲得土地」．

(22) 『東北日報』，1946年8月18日，1面「賓県賓安区熱烈集会慶祝清算逆産勝利」を参照．

(23) 『東北日報』，1946年7月13日，1面「賓県漢奸地主為匪作患，農民奮起分掉逆産」．

(24) 『東北日報』，1946年7月3日，社論「発揚馬斌式的群衆工作」．

(25) 『東北日報』，1946年6月8日，「賓県領導群衆工作的経験総結(上)」．

(26) 『東北日報』，1946年6月4日，「賓県反奸清算闘争的経験(下)」．

(27) 『東北日報』，1946年6月2日，「賓県群衆工作状況」．

(28) 『東北日報』，1946年9月5日，1面「政聯行政委員第2次会議」．

(29) 『東北日報』，1946年９月28日，社論「東北軍民動員起来，粉砕蔣介石的進攻」.

(30) 東北での運動の展開については，たとえば以下の記事を参照.

『東北日報』，1946年９月18日，２面「龍江西南20行政村」．９月23日，２面「洮南」．12月21日，２面「吉林解放区６県」．12月17日，２面「安図県」，など.

(31) 力耕編『解放区的土地政策與実施』，pp.62－64.

(32) 『東北日報』，1946年９月27日，２面.

(33) 中国現代史資料叢刊『第三次国内革命戦争概況』，人民出版社，1954年，p.6，p.9，p.176，p.180，p.182による．なお，「四保臨江戦役」のなかで重要な役割を果した陳雲が，47年初，中共中央東北局「南満分局」設立とともに書記に就任，通化を中心に活動したこと，南満軍区司令員は肖勁光であったことなどが最近あきらかにされた．『遼寧大学学報』1980年3期所収「参加全国土地会議前后」p.7による.

(34) 『東北日報』，1946年11月14日，15日，「黒龍江省群運（土地改革）四個月的総結(上)(中)」，(下)は未見.

(35) 『東北日報』，1946年12月24日，１面「松江省民委拡大会議確立鞏固工作中心」．同紙，1947年１月12日，２面「松江省年来群衆運動初歩総結」(『群衆工作手冊⑥』pp.1－11にも所収).

(36) 『東北日報』，1946年12月23日，１面「合江省委発出指示進一歩深入土地闘争」(12月10日付指示)．同紙，12月27日，1面「合江張政委親自動手深入区村発現問題」．同紙，1947年３月８日，２面３面「論群衆工作中的諸問題――節録合江省群衆工作会議総結記録」(47年２月12日付)．最近の資料によれば，合江省レベルの根拠地建設や土地改革に大きな役割を演じたのは張聞天（洛甫）であったことがあきらかにされた．『人民日報』，1979年８月26日，鄧小平悼詞，劉英「深切悼念張聞天同志」，同紙，９月４日，張啓龍・李延禄・呉亮平・卓雄・陳伯村・王新三・徐少甫「共産主義者的楷模―回憶在合江工作時期的張聞天同志」参照.

(37) 『解放日報』，1946年12月14日，社論「争取春耕前完成土地改革」．『人民日報』（晋冀魯豫辺区・邯鄲市）1946年12月18日.

(38) 『東北日報』，1947年１月31日，１面.

（補註） 本文中の，「晌」は「垧」とも書き，一晌は10畝（ムー）として計算されている．なお，「挡青」の場合も「榜青」と書かれることがある.